

ご存知ですか？

日本で支払った年金保険料は、帰国後に戻ってきます！！

日本の会社で 6 ヶ月以上働いた外国人が帰国した後に、申請すれば年金保険料が戻ってきます。

これを「脱退一時金」といいます。

(例) 年収 300 万円で日本に 3 年間勤務した場合。

脱退一時金は約 81 万円、源泉徴収約 20%が控除された後

あなたの国の銀行の口座に、現地通貨で振り込まれます。

つまり約 65 万円受け取ることができます。

はじめまして、社会保険労務士の小野です。

私自身も海外は 18 年生活し、ビジネスをおこなってきました。

今現在もアジアを中心とした国で人材関係の仕事をおこなっています。

なので、海外で外国人が政府関係の手続きをすることがどれだけ大変なのか、誰よりもよくわかっています。

日本の年金専門の法律家である社会保険労務士の私が、台湾人スタッフとともにみなさんのサポートをしっかりおこないます。

Q&A

Q：言葉の問題が心配です。

A＊専任の台湾人スタッフがサポートいたしますので、言葉の心配は不要です。

Q：サービス料金はいくら支払えば良いのですが？

A：脱退一時金は源泉徴収約 20%が控除された後、あなたの国の銀行口座に振り込まれます。

この源泉徴収 20%は、日本国内の納税管理人しか受け取ることが出来ず、この手続きを弊所がおこない、手数料としていただきます。従いまして、あなたは弊所に支払いをおこなう必要はありません。

Q：脱退一時金を受け取るのにどれぐらいかかりますか？

A：申請してからだいたい 6 ヶ月ぐらいかかります。

Q：書類を揃えたり手続きがすごく難しそうです。

A：必要書類を揃えていただくこと以外は、全て我々がおこないますので、ご安心ください。

脱退一時金の主な受給要件

- ・日本国籍を有していない
- ・日本国内に住所を有していない
- ・厚生年金保険の加入期間の合計が 6 月以上 10 年未満であること
- ・公的年金制度を脱退して（母国に帰国して）から 2 年以内であること

お気軽に問い合わせください！

担当：中村ミシェル

LINE の QR コードをチラシに添付

小野国際社会保険労務士事務所

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 2-3-10 天神パインクレスト 1101